

# 第3次四国中央市 障がい者計画

令和4年3月  
四国中央市



# もくじ

## 第3次四国中央市障がい者計画

### 第1章 障がい者計画のあらまし

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の名称	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の位置づけ	2
5. 障がい者の概念	4
6. 基本理念	4
7. 基本方針	4
8. 「障がい」のひらがな表記	4

### 第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 障害者手帳所持者の状況	5
2. 住民基本台帳人口の状況	6

### 第3章 分野別施策

1. 地域生活支援	7
2. 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援	10
3. 保健・医療	11
4. 雇用・就労	12
5. 福祉人材の確保・育成	13
6. 教育・保育・療育	14
7. 安全・安心なまちづくり	16
8. 防災・防犯	17
9. 差別の禁止・権利擁護	18
10. 芸術文化活動・スポーツ等の振興	20
11. 国際交流	21

### 参考資料

第6期四国中央市自立支援協議会資源開発部会実績報告書	22
----------------------------	----

# 第1章 障がい者計画のあらまし

## 1. 計画策定の趣旨

この計画は、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、地域住民や各種団体、福祉関連事業者、行政関係機関などが互いに連携・協力して取り組むべき計画です。

また、本市では、令和3年9月に「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」が制定されました。

この条例は、障がいの有無に関わらず共に協力し、全ての市民が人格と個性を尊重し合えるまちづくりを目指すことを目的としています。

この計画は、条例の理念とする社会の実現のため、本市における障がい者施策の基本計画として策定するものです。

## 2. 計画の名称

この計画は、福祉のみならず、障がい者の自立及び社会参加の支援について総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定することから、今期より「四国中央市障がい者福祉計画」から「四国中央市障がい者計画」に名称を変更いたします。

## 3. 計画の期間

第2次計画の期間は6年間としていましたが、障害福祉サービスの提供体制の確保等を定める「四国中央市障がい福祉計画及び四国中央市障がい児福祉計画」と本計画について、より調和を保ち、総合的・計画的に施策を推進するため、同時期に改定することとし、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

◆計画の期間

名称	年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	総合計画	第2次基本構想・基本計画	→							第3次基本構想・基本計画 (R5~R14)				
前期基本計画		→			後期基本計画				前期基本計画					
地域福祉計画	第2次	→							第3次					
障がい者計画	第2次障がい者福祉計画	→							第3次障がい者計画					
障がい福祉計画	第4期	→		第5期			第6期			第7期				
障がい児福祉計画		第1期			第2期				第3期					

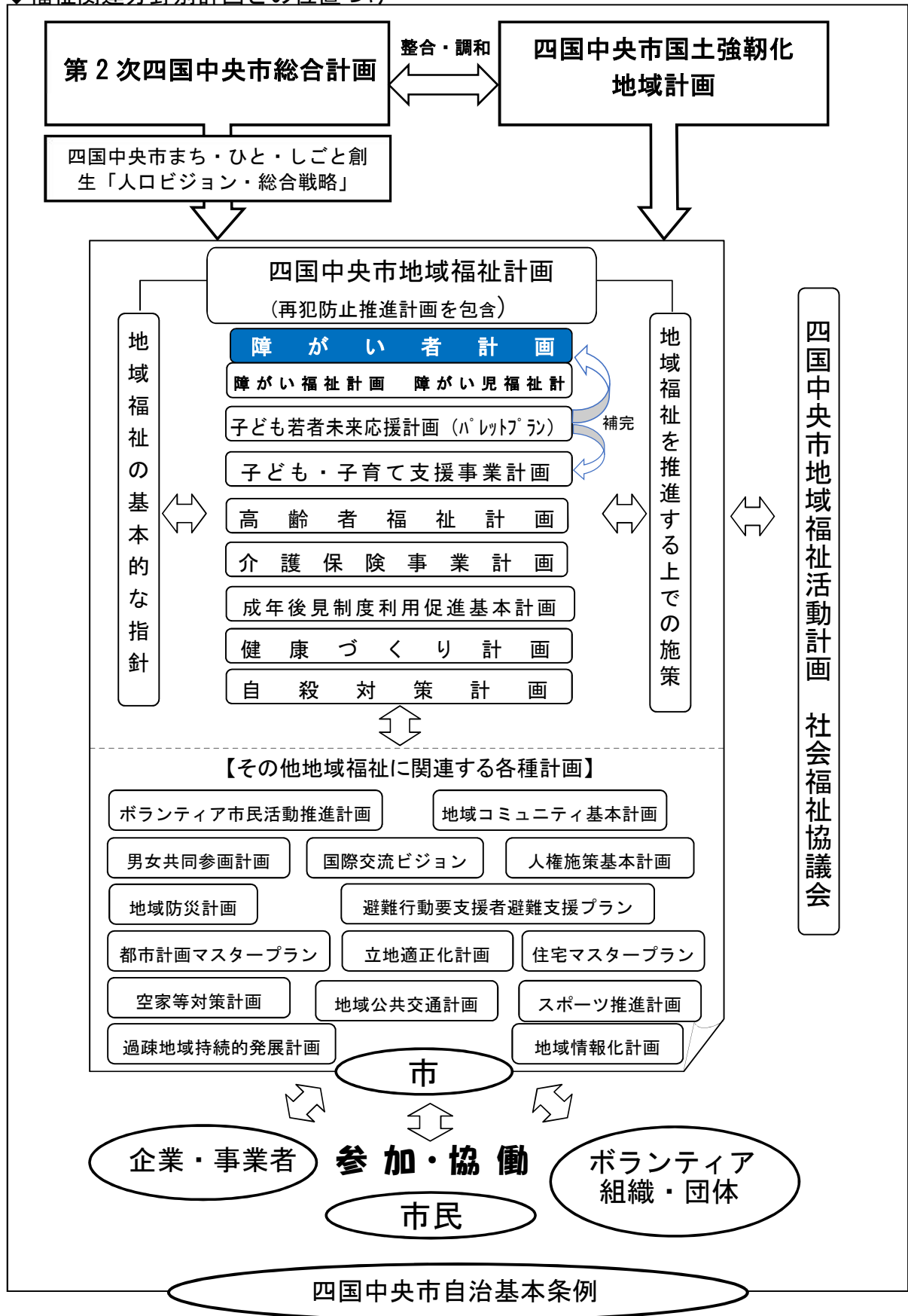
#### 4. 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として位置づけられ、四国中央市の障がい者施策の基本計画基本的な事項や理念を定めるものです。

計画策定にあたり、「障害者基本法」第11条に基づき、国が策定する「障害者基本計画（第4次）」及び愛媛県が策定する「第5次愛媛県障がい者計画」を基本とし、本市の上位計画である「四国中央市第2次総合計画」、「第3次地域福祉計画」と一体的に連動して策定します。

また、第6期四国中央市自立支援協議会資源開発部会が実施した、障がいのある人の支援者・家族・当事者を対象としたアンケートの調査結果より抽出された四国中央市の課題やニーズを反映させ策定することとします。

◆福祉関連分野別計画との位置づけ



## 5. 障がい者の概念

この計画における「障がいのある人」「障がい者（児）」の概念は、「障害者基本法」に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

## 6. 基本理念

「一人ひとりの人格と個性を尊重しあう、あったかなまちづくり」

この計画は、第2次四国中央市総合計画に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが地域の中でお互いの人格と個性を尊重しあいながら、生き生きと自分らしい生活を送ることのできる、「一人ひとりの人格と個性を尊重しあう、あったかなまちづくり」を基本理念とします。

## 7. 基本方針

第2次四国中央市総合計画に位置づけられた福祉施策（ともに生きるまちづくり）の主な取り組みである以下の3つを基本方針として取り組みます。

### (1) とともに生きる社会の基礎づくり

市民一人ひとりがともに生きる社会の一員として、障がいへの理解を深め、互いに守り、支える地域共生社会の実現のための環境を整えていきます。

### (2) 日々の暮らしを支えるサービスの充実

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるよう障害福祉サービスの提供体制を整え、社会参加の機会の充実を図ります。

### (3) 自立をめざすための支えと促し

障がいがあっても、幼少期から高齢期まで生き生きと学び、働き、余暇を楽しみ、自分らしい生活を実現していけるよう、相談支援体制を充実します。

## 8. 「障がい」のひらがな表記

この計画では、マイナスイメージを与える「害」の表記はノーマライゼーションの理念を推進するうえからも不適切と考え、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1. 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和3年3月31日現在で5,143人、人口85,145人に対する割合は、6%であり、市民の約17人に1人が手帳を所持していることとなります。手帳別では、身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあります。療育手帳及び精神障害者福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

(単位：人)

手帳種別	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
身体障害者手帳	3,948	3,848	3,766	3,702
療育手帳	773	827	870	872
精神障害者保健福祉手帳	453	470	600	592
合計	5,174	5,145	5,236	5,143

各3月31日現在

#### ①身体障害者手帳所持者数

実所持者数	3,702
-------	-------

(単位：人)

種別\等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	68	123	31	75	54	28
聴覚又は平衡機能障害		102	37	69	4	123
音声機能、言語機能又は そしゃく機能障害			61	21		
肢体不自由	244	613	718	831	294	168
内部障害	834		195	259		
合計	1,146	838	1,042	1,255	352	319

令和3年3月31日現在

#### ②療育手帳所持者数

(単位：人)

年齢\区分	重度(A)	重度以外(B)	計
18歳未満	61	145	206
18歳以上	204	462	666
合計	265	607	872

令和3年3月31日現在



③精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	1 級	2 級	3 級	計
人数	45	407	140	592

令和 3 年 3 月 31 日現在

## 2. 住民基本台帳人口の状況

本市の人口の状況を見ると、年々減少傾向にあります。人口に対する手帳所持者率は、若干の増加傾向にあります。

年	世帯数	人口			人口増減	人口に対する手帳所持者率 (%)
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)		
平成 30 年	38,874	88,096	42,909	45,187	△ 974	5.9
平成 31 年	38,827	87,005	42,457	44,548	△ 1,091	5.9
令和 2 年	38,871	86,073	42,056	44,017	△ 932	6.1
令和 3 年	38,963	85,145	41,671	43,474	△ 928	6.0

住民基本台帳人口 (外国人を含む)

各 3 月 31 日現在

## 第3章 分野別施策

### 1. 地域生活支援

#### 【現状と課題】

障がい者の地域生活の支援を推進していくためには、障がい者が、住み慣れた地域で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用、男女参画等の各分野におけるサービスが有機的に連携され、一元的かつ計画的に提供されるとともに、サービスの量的・質的拡充を図る必要があります。このため、障がい者やその家族が、地域生活において必要な支援を適切に受けることができるよう、意思決定支援の推進、相談支援体制の強化、地域移行支援や在宅サービス等の充実、障がい児支援の充実、サービスの質の向上等に引き続き取り組む必要があります。

アンケート結果からは、福祉サービス利用の起点となり得る相談窓口について把握していない人が多く、相談先を分かりやすくする必要があります。また、相談支援体制が充実しているとは言い難く、休日・夜間対応や出張相談など相談方法の柔軟さと相談員の質の向上が地域の課題となっています。

#### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
重層的支援体制の構築	○属性を問わない相談支援 ○参加支援 ○地域づくりに向けた支援
障がい福祉の基盤整備	○自立支援協議会の機能の強化
意思決定支援の推進	○意思決定ガイドラインの周知
相談支援体制の充実	○基幹相談支援センターと子ども若者発達支援センターの連携
地域移行支援の推進	○緊急時の相談体制の整備
居住支援	○グループホームの整備の推進
レスパイト支援	○障害福祉サービスの計画的活用の推進 ○緊急時の受け入れ先の確保
経済的自立の支援	○各種手当の認知度の向上 ○低所得者に対する支援
地域住民に対する障がい福祉の理解促進	○市民啓発の充実 ○市民運動の促進
医療的ケア児の支援充実	○協議の場の設置

障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、障がい者及び障がい児が必要な支援を受け、社会参加の機会と自らの選択の機会が確保された日常生活又は社会生活を送ることができるよう、質の高い障害福祉サービス等を提供し、地域生活の支援に努めます。

これからの福祉は、高齢者、障がい者、家庭や子育てなど、制度や分野、支える側と支えられる側の関係を超えて地域住民や地域団体などの多様な主体があらゆる分野の活動に参画し、つながることで地域を支える「地域共生社会」の実現が求められています。改正社会福祉法では、地域共生社会実現のため、年代属性を問わず、断らず受け止め、つながり続ける支援体制をコンセプトとした「重層的支援体制整備事業」を明記しています。重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、介護、障がい、子ども、生活困窮といった各分野別の制度では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。本市でも、複雑複合化する福祉に関する様々なニーズに対応する包括的な支援体制づくりに取り組めます。

障がい福祉の基盤整備として、本市の障がい福祉施策の諮問機関である四国中央市自立支援協議会の体制の充実を図ります。各専門部会において専門的な調査・検討を行い、地域における潜在的な課題やニーズを発掘し、市の施策に反映させます。

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるように可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、意思決定支援ガイドラインの周知等により、必要な支援が行われることを推進します。

相談支援体制の充実として、障がい者の総合相談窓口となる基幹相談支援センターの機能強化を図ります。子ども若者発達支援センターと連携し、障がいのある人がいずれの窓口を訪れても、スムーズにサービスが利用できるよう相談支援事業所へのつなぎを行います。

地域移行支援として、障害者支援施設入所者や長期入院している精神障がい者に対し、地域での自立生活に向けた訓練やグループホーム、一般住宅への入居支援等に取り組み、緊急時の相談体制の整備などにより地域生活への移行を推進します。

障がい者の地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備を促進します。

家族支援者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとるために必要となる短期入所や行動援護等の障害福祉サービスの計画的な活用の推進および緊急時の受け入れ先の確保に努めます。

経済的支援として、障害年金やしこちゅ〜おでかけチケット（移動支援チケット）等、制度の不知・無理解により年金等を受け取ることができないことがないよう制度の周知に努めます。

福祉分野におけるまちづくり出前講座の拡充により、市政の情報提供を図ります。

また、市民運動の促進により市民参加によるまちづくりを進めます。

令和3年6月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。この法律は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかなる成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

医療的ケア児の支援充実として、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする医療的ケア児に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け、情報交換やケース会議などを実施し、障がいの特性に応じた支援を推進します。

## 2. 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援

### 【現状と課題】

地域には、いろいろな人が生活を営んでおり、様々な生活上の問題があり、それらを解決し、支えていくためには、正確で信頼できる情報をいかにして得ることができるかが重要になります。

アンケート結果からも、応えられるニーズであっても、「相談先が分からない」「どこにどんなサービスがあるのか分からない」ことにより需要と供給のミスマッチが多く発生している現状が見受けられています。『知る』ことがあらゆる悩みの解決や要望に応える第一歩となるため、情報の提供や周知の仕組みを構築することと情報の更新が重要です。

### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
わかりやすい福祉情報の提供	○市広報誌・ホームページ等の広報の充実 ○障がい特性に応じた資料の提供 ○障がい福祉窓口の対応強化
意思疎通支援の充実	○コミュニケーション支援の体制づくり

障がい者が、必要な情報をスムーズに取得及び利用できるよう情報アクセシビリティの向上を図るとともに、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。

市広報誌について、市民が必要とする福祉情報をわかりやすく、掲載する内容を充実します。また、高齢者や障がい者に配慮した配布手段や声の広報、手話、点字、FAX、CATV、SNS など様々な手段で情報提供を行い、障がい特性に応じた情報を取得しやすい環境を整えます。

市のホームページの福祉情報について、保健・福祉・医療などの分野別総合検索の内容を充実します。

また、自立支援協議会や基幹相談支援センターと連携し、障害福祉に関する様々な情報を発信出来るポータルサイトの制作・更新を推進します。

手話通訳、要約筆記を含む意思疎通支援ボランティア育成組織との連携強化により、意思疎通支援の充実のために、コミュニケーション支援の体制づくりを推進します。

### 3. 保健・医療

#### 【現状と課題】

障がいのある人にとっての医療及びリハビリテーションは、福祉サービスの提供と同様に、日常生活等を営む上で欠かせないものであり、生活の質を高めるための医学的リハビリテーションの充実、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、治療等が期待されています。なお、医療の提供に当たっては、障がいの有無に関わらず、本人の同意に基づいて行われることが原則であり、本人又はその家族等の意思を尊重する必要があります。

#### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防	○健康診断の勧奨 ○健康づくりのための運動の勧奨 ○生活習慣病等障がいの原因となる疾病予防の啓発 ○定期及び適正受診の勧奨
適切な医療、リハビリテーション、ハビリテーション、保健サービスの提供	○保健・医療・福祉の連携強化 ○リハビリテーション、ハビリテーションの充実 ○各種行政サービス等、情報を入手しやすい体制の充実
支援体制の充実	○早期療育体制の充実 ○相談支援事業の充実
精神保健福祉の充実	○正しい知識の啓発 ○地域移行・地域定着に向けての支援

健康診断の勧奨や、健康づくりのための運動の勧奨、生活習慣病等、障がいの原因となる疾病に対する予防の啓発を行うことにより、早期発見、早期治療をし、悪化を予防します。また、保健・医療・福祉の連携強化や定期及び適正受診の勧奨を行い、リハビリテーション、ハビリテーションが充実することで、適正な治療を継続し、病状の悪化を防ぎます。

また、相談支援事業の充実により、早期療育に繋げ、地域での暮らしを支えていきます。精神障がいに対する正しい知識の啓発について、出前講座や講演を通じて行うことにより、偏見や差別を無くし、地域移行・地域定着を支援します。

## 4. 雇用・就労

### 【現状と課題】

就労及び雇用について、アンケート結果からも、当事者は就労や自立の意欲が高い人が多く、家族（主に親）は将来に渡って生活していけるかを心配する人が多く、ともに就労に対する悩みや関心があります。

しかし、就労に繋がっているのは一部に留まるのが現状です。就労機会の増加や職場環境の充実のためにも、障がいに対する理解や配慮が必要です。当事者・支援者・企業間で交流する機会を増やし、企業・当事者双方が互いのニーズや事情を把握し、理解を深めていくこともこれらの実現には求められます。

### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
総合的な就労支援	○就業に向けた生活訓練・職業訓練のための支援
障がい者雇用の促進	○企業等への障がい理解と雇用の啓発 ○多様な雇用・就労形態の促進
障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保	○優先調達方針の策定

総合的な就労支援として、公共職業安定所（ハローワーク四国中央）、障がい者就業・生活支援センター（ジョブあしすと UMA）、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）との連携強化を図り、当事者、支援者、企業間での交流機会の増加を促進し、企業・当事者双方が互いのニーズや事情を把握し、障がい者雇用の促進やその啓発、障がい者がその能力や障がい特性に応じた就労が可能となるよう関係機関との連携に努め、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を積極的に実施します。

障害者雇用促進法に規定された雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が働くに当たっての支障を改善するための措置等について、市広報誌、ホームページ等を活用した広報啓発を実施します。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るために「四国中央市優先調達方針」にのっとり、全庁的に、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。

## 5. 福祉人材の確保・育成

### 【現状と課題】

人口の高齢化、核家族化等の進行によって、従来、家庭や地域社会が担ってきた介護機能は著しく低下しています。また、障がいの重度化・重複化及び生活様式、意識の変化による各種ニーズの高度化、多様化が進んでいます。

アンケート結果によると、ニーズがあっても人手・人材不足により応えられていない状況です。

また、家族としては、安心して当事者を任せるためには支援者への信頼や技術が重要と考えていて、福祉人材の質も求められています。福祉人材同様に事業所や定員の増加も強く求められており、希望通りサービスを利用できない状況が家族の不安や疲労の解消を阻んでいると思われます。そのためにも人材の確保・育成は、今後の社会情勢を鑑みても、喫緊であり最重要の課題といえます。

### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
専門職員の確保・育成	○コミュニケーション支援者の養成 ○福祉の仕事の魅力発信
ボランティア活動の推進	○ボランティアの育成・確保

障がいの重度化、重複化等により、障がい者の介護ニーズや福祉サービスに対するニーズも多様化しています。これらのニーズに対応するため、保健・医療・福祉各分野における人的資源の確保に努めます。

聴覚に障がいのある人に対しコミュニケーション支援を行う手話通訳者、要約筆記者の養成講座を開催し、人材育成を図ります。

福祉に関わる契機ともなるボランティア活動に積極的に参加を得られるよう、「ボランティア市民活動推進計画」に基づき、ボランティア市民活動センターを核にして、地域活動を担うボランティアの養成・確保や活動の活性化のために必要な情報の提供と支援を図ります。中学生や高校生を対象に福祉の仕事の魅力をPRし、将来の人材の掘り起こしに努めます。

また、各法人と連携し、イベントなどの開催を通じて広く社会に福祉の仕事の魅力発信を行います。



## 6. 教育・保育・療育

### 【現状と課題】

平成 18 年 12 月の国連総会で採択された「障害者権利条約」で、障がい者が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会の形成に向けて、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの考え方が提唱されました。

本市では、令和 3 年 4 月に愛媛県立新居浜特別支援学校みしま分校が開校しました。みしま分校は、四国中央市立三島小学校の敷地内に設置されており、小学校と特別支援学校が併設された全国でも数少ない学校です。

また、平成 29 年 4 月、本市の子ども若者支援の拠点となる四国中央市子ども若者発達支援センター（愛称 Palette（パレット））が整備されました。当センターは、児童福祉法に基づく各種サービス事業を行うほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者総合相談センターとして、子ども若者が抱える悩みや相談に応えます。

障がいのある児童については、できるだけ早期に、適切な療育を行うことにより、基本的な生活能力の向上を図り、自立と社会参加を促進する事が重要となります。

### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
学校における福祉教育の推進	○学校教育との連携による福祉の心を育む教育活動の推進
特別支援教育の充実	○特別支援教育コーディネーターの実践力向上 ○個別の指導計画や個別の教育支援計画の積極的な作成・活用 ○障がいの状態や発達段階等に応じた教育課程の編成 ○計画的・組織的な交流及び共同学習の実施
個別の障がいに応じた教育支援計画の充実	○個別支援計画の有効活用 ○障害福祉サービス等との連携強化
地域で支える子育て支援の充実	○教育委員会、子ども若者発達支援センター、保健センター等関係機関との連携

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行い、特別なニーズのある子どもについて適切に対応するよう努めます。

総合的な学習の時間など、学校教育との連携を図り、ボランティア活動や高齢者・障がい者との交流活動を通じ、福祉の心を育む教育活動を推進します。

四国中央市子ども若者発達支援センターは、中核的な療育支援の施設として、今後

も引き続き、地域全体への療育支援機能の強化・充実を図ります。

「四国中央市教育基本方針」に基づき、特別支援教育コーディネーターの実践力向上、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じた教育課程の編成、個別の指導計画や個別の支援計画の積極的な作成・活用、特別支援学校と小・中学校との間及び特別支援学級と通常の学級との間で、計画的・組織的な交流及び共同学習の実施など特別支援教育の一層の充実を図ります。

また、「四国中央市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、障がい児や外国人世帯、貧困状態や虐待により社会的養護が必要な子どもなど、特別な支援が必要な子どもに対しては、教育委員会、子ども若者発達支援センター、保健センター等関係機関との連携により、特別な支援が必要な子どもの状況の把握に努めるとともに、受け入れ態勢を整えるなどの調整を行うことにより、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

## 7. 安全・安心なまちづくり

### 【現状と課題】

障がいのある人も、ない人も、住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、住まいを含めた地域環境がより安全で快適なものになるよう、道路や歩道が安心、安全なものであることはいうまでもありません。

居住環境の改善、自宅から目的地までの道路、歩道、交通機関、公共施設や人の集まる施設など、総合的なバリアフリー化が求められています。

### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
公共施設のバリアフリー化	○公共施設のバリアフリー化への推進
地域における生活環境の整備	○地域のユニバーサルデザインに対する認知度の向上と実施に向けた広報活動
移動の支援	○移動権の確保に向けた施策の推進

公共施設のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者が円滑かつ安全に利用できるよう、設備の整備に努めます。

さらに、合理的配慮に基づくユニバーサルデザインの認知度を向上させ、市全体としてバリアフリーの実施を行うよう広報活動を行います。

また、障がい者の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で、移動の支援は重要であり、必要な時に必要な支援を受けられるための体制の充実を図ります。

## 8. 防災・防犯

### 【現状と課題】

近年、地震、集中豪雨や台風等による風水害などにより、全国各地で大規模な災害が発生しており、災害時に自力で避難することが困難な人や、避難に時間を要する人への避難支援対策が大きな課題となっています。

アンケート結果からも、災害についての関心は高く、災害対策の遅れ、あるいは情報が十分に周知できていない点も課題となっています。

災害による被害を未然に防止するためには、事前の防災対策が不可欠であり、日頃から、災害に備えることが重要です。

また、障がい者が犯罪に巻き込まれないために、防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯対策の仕組みづくりが大切です。

### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
防災対策の推進	○避難行動要支援者の避難支援対策の促進 ○災害時の支援体制の充実 ○指定福祉避難所の整備
防犯対策の推進	○関係機関・団体との連携

障がい者が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進を図るため、災害時の障がい者支援体制の整備や防犯に対する意識啓発に努めます。

障がい者の安全を確保するため、「四国中央市地域防災計画」に基づき、防災に対する意識を高めるとともに、いざというときに対応できるよう、平常時から、災害発生時、自力で避難することが難しく支援を必要とする方々（避難行動要支援者）に関する情報の把握に努め、市内の相談支援事業所との連携により、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画を定める「避難支援プラン個別計画」の策定を推進し、自主防災組織等による避難行動要支援者名簿登載者に対する対応策の確立に努めます。

また、災害発生時においても継続的に福祉サービスが継続できる支援体制の構築に努めます。

本市において福祉施設を運営する法人と連携し、災害時に障がい特性に応じた避難支援が実施できる指定福祉避難所の整備に努めます。

防犯対策として、障がい者が犯罪に巻き込まれないように、地域住民、事業所、関係機関・団体と協働し安全確保体制の構築に努めます。

## 9. 差別の禁止・権利擁護

### 【現状と課題】

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしを送るには、お互いに個人の尊厳を重んじ、その人が存在する価値を認めあうことが重要です。

しかし、偏見や理解不足などから、障がい者に対する差別意識の存在はいまだに解消されていない状況にあります。

障がいの有無に関わらず、全ての人の人権が尊重され、差別意識をなくし、支えあいの意識をもってお互いに認めあえる心のバリアフリーの実現に向けた啓発活動をさらに推進していくことが必要です。

### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
障がいを理由とする差別の禁止	○障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供の徹底 ○差別禁止のための広報・啓発
障がい者虐待の防止	○障がい者虐待防止センターにおける虐待に関する通報・相談対応スキルの向上 ○相談支援体制の充実
成年後見制度の利用促進	○権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
行政機関における配慮等	○窓口等における障がい者への配慮の徹底 ○選挙等における配慮等

令和3年5月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法が成立(公布日から3年以内に施行)し、これにより民間の事業者の努力義務とされていた合理的配慮の提供が義務とされます。今後、行政及び民間の事業所における障がい者に対する事前的改善措置(バリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等)について、個々の障がいに応じた合理的配慮を的確に実施できるよう取り組みます。

また、ホームページ、市広報誌等を活用した広報活動を実施し、市民の障がいに対する理解・関心が深まるよう広報・啓発に取り組みます。

虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。

愛媛県や関係機関が実施する障がい者虐待防止・権利擁護セミナー等研修会に参加し、関係職員のスキルアップに努めます。

判断能力が不十分な人を支える重要な手段である成年後見制度について、「四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の利用促進に必要な地域連携ネットワークの構築を行い関係機関との連携強化に努めます。

障がい者が、適切に選挙権を行使することができるよう、選挙等に関するわかりやすい情報の提供方法の検討や投票所の段差解消等の投票環境の向上に努めます。

## 10. 芸術文化活動・スポーツ等の振興

### 【現状と課題】

芸術文化活動やスポーツ・レクリエーションは、障がいの有無に関わらず、人間形成や生活の質の向上及び心身の健康という点からも大切です。

また、障がい者の芸術文化活動を通じた交流等を促進することは、障がいへの理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築するため重要なことです。

### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
芸術文化活動の推進	○芸術文化活動の機会の確保及び情報発信
障がいスポーツの推進	○障がい者団体との連携 ○障がい者の生涯を通じたスポーツ活動の充実

障がい者が、芸術文化活動及びスポーツ・レクリエーション活動に、日常的かつ自主的に取り組むことができるようその環境整備に努め、活動を通して社会参加を促進するよう努めます。

芸術文化活動の推進として、優れた芸術や文化にふれる美術展等の情報発信を行うとともに、自らが制作した作品発表の機会を支援するなど、日頃活動の機会が限られがちな障がい者の活動の機会の確保に努めます。

また、障がい者スポーツの推進として、「四国中央市スポーツ推進計画」に基づき、障がい者団体との連携により障がい者スポーツの推進を図り、福祉機関や関係団体、市関係機関と連携して、障がい者の生涯を通じたスポーツ活動の場の充実を図ります。

## 11. 国際交流

### 【現状と課題】

平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」など、国際的な取り組みが相次いで実施され、障がい者施策においても、国際交流の推進が求められています。

障がい者をはじめ市民全てが、国際社会の一員として、国際的な視野を持って障がい者を取り巻く様々な問題に取り組み、また、国際性豊かな人づくりを進めるために、なお一層の国際交流の推進が必要です。

### 【重点項目と施策内容】

重点項目	施策内容
国際交流事業への参加促進のための情報発信	○ホームページや CATV を活用した情報発信 ○関係団体へのポスターやチラシでの周知

国際化の進む今日、国際交流・国際協力は、障がい者の社会参加を促進し、生活の質を高めるために、重要なものであることから、「四国中央市国際交流ビジョン」に基づき、障がい者の国際交流の推進、地域に住む外国人との交流の促進等に努めます。

ホームページや CATV を活用し国際交流事業について広く情報を発信し、関心を持ってもらい、障がい者支援団体へ、ポスターやチラシ等でイベントやセミナーの開催について周知することにより参加を促すことを目指します。



参考資料

**第6期四国中央市自立支援協議会  
資源開発部会 実績報告書**

**令和2年2月**

**四国中央市自立支援協議会資源開発部会**

## 1. 部会の役割と目標

### (1) 役割

当事者及び家族等のニーズの把握

### (2) 今期の目標

- ・当事者及び家族等の障がい福祉サービスのニーズ調査・分析
- ・不足しているサービスの検証、充実するための方策の研究
- ・未実施及び新たなサービス利用に関する調査・分析

## 2. 部会で実施した調査

### (1) 障がい児・者の支援者向けアンケート調査

調査対象 障がい福祉サービス事業所、病院、行政機関等

調査期間 2018年10月16日～11月22日

回収率 91.6% (66/72事業所)

### (2) 障がい児・者の家族向けアンケート調査

調査対象 障がい児・者の家族

調査期間 2019年2月22日～3月22日

回収率 61.4% (307/500人)

### (3) 障がい児・者の当事者向けアンケート調査

調査対象 障がい児・者

調査期間 2019年8月30日～9月30日

回収率 63.6% (318/500人)

## 3. ニーズの選出方法 当事者とその家族及び支援者にアンケート調査を実施した結

果、様々なニーズを把握することができた。しかし、確認できたニーズは多岐に渡るため、この中から重要なもの・優先して取り組むべきものを選出する必要がある。

よって、以下の3つの視点（方法）で特に重要なニーズと取り組むべき分野を導き出すこととした。

### (1) 3アンケート結果によるニーズの比較・評価

当事者・家族・支援者のアンケートから導き出されたニーズをそれぞれの結果から照らし合わせ、ニーズの総合的な評価を行う。

### (2) 主要なニーズの因果関係分析

あるニーズを満たすことによって、別のニーズにも貢献し得る波及効果が高いニーズ・分野を把握し、優先的に取り組むものとして評価する。

### (3) 愛媛県実施アンケートデータによる四国中央市の現状分析と課題の把握

2019年7～8月に愛媛県が県内の障がいのある方向けにアンケート調査（以下、愛媛県障がい者ニーズ調査）を実施しており、これを分析・比較することで、部会で実施したアンケートとは別の視点でニーズや課題を確認し、取り組むべき分野を考察する。

## 4. ニーズの選出

### (1) 3アンケート結果によるニーズの比較・評価

「障がい児・者の支援者向けアンケート調査」「障がい児・者の家族向けアンケート調査」「障がい児・者の当事者向けアンケート調査」の主なニーズを取りまとめた。主要なニーズを◎、中程度のニーズを○、一定のニーズが確認できたものを△として評価し、ニーズをそれぞれのアンケート結果に照らし合わせて総合評価したものである。

その結果、以下のニーズが総合的に高いことが分かった。

「情報の提供・周知」「事業所」「福祉人材」「障がい者就労」「障がい者が身近な社会」

#### 各アンケートにおいて確認されたニーズ・課題と評価

評価 ニーズ	支援者向け アンケート 評価	家族向け アンケート 評価	当事者向け アンケート 評価	総合 評価
移動手段	◎ 公共交通機関が不便	○ 余暇活動の充実のために重要だが、付き添える人も欠かせない	○ 公共交通機関の充実や環境整備とともに、一般市民の理解や配慮も求められる	○+
事業所	◎ 施設の絶対数と多様さ(特色・特性など)の不足	◎ 数や定員不足とともにサービス提供内容も重視されている	— (自由記述で数件要望を確認)	◎
福祉人材	◎ ヘルパーなど人員不足によりサービスが充足されてない	◎ 支援者には信頼関係や技術が重視されている	— 希望の実現に向けて柔軟にサポートできる支援者が必要	◎
居場所づくり・交流	◎ 夜間・休日などの居場所や交流の場が求められている	○ 当事者同士のふれあいや仲間づくりの場が余暇活動の充実に重要	— (自由記述で数件要望を確認)	○+
情報の提供・周知	◎ 必要な情報が届いていないため、サービス利用のミスマッチに繋がっている	◎ 福祉の制度・サービスの周知や相談窓口に繋がる仕組みが求められる	◎ 福祉サービスやイベント、災害対策状況など幅広く障がいに特化したものが必要	◎
障がい者就労	○ 障がい者雇用に対する理解や就労体験・交流の場	◎ 障がい者への理解や配慮があり、多様な働き方ができるよう企業を支援	◎ 就労意欲や自立への思いがあり、就職から定着までの幅広い支援を希望	◎-
障がい者が身近な社会	○ 社会の障がいに対する理解の場	◎ 障がいの理解・啓発が、地域活動への参加のしづらさや避難所生活への不安を解消	◎ 日常生活や就労、災害時など様々な場面で障がい理解や啓発が影響する	◎-
相談	—	◎ 相談先を知らなかったり、相談したいときに相手がいない	△ 福祉専門職との関りが少ない人がいて、様々な機会を損なっている状況がみられる	○
災害対策	○ 被災を想定した訓練や集会の機会	○ 障がい等の理解、安否確認や移動に不安がある	◎ 障がい種別ごとに様々なニーズがあり、対策状況を知る機会が必要	○+

◎ : ニーズ大    ○ : ニーズ中    △ : ニーズ小    — : 評価不可

## (2) 主要なニーズの因果関係分析

アンケートから分かった主要なニーズ間の因果関係を考察する。

(どのように取り組むかにもよるが) あるニーズを満たすことによって別のニーズを満たすことも起こりえる。例えば、「福祉人材の増加・育成」に取り組めば、災害時の避難にも施設の職員が多く対応できるので、結果的に災害対策の一部を担うと考えられる。(ただし、災害対策が進んでいない理由の中に福祉人材の不足が含まれない等、原因と結果の関係になっていない場合、この論理は成立しない。)

このようにして、ニーズ間の関係性を構造的に示したものが以下の図となる。

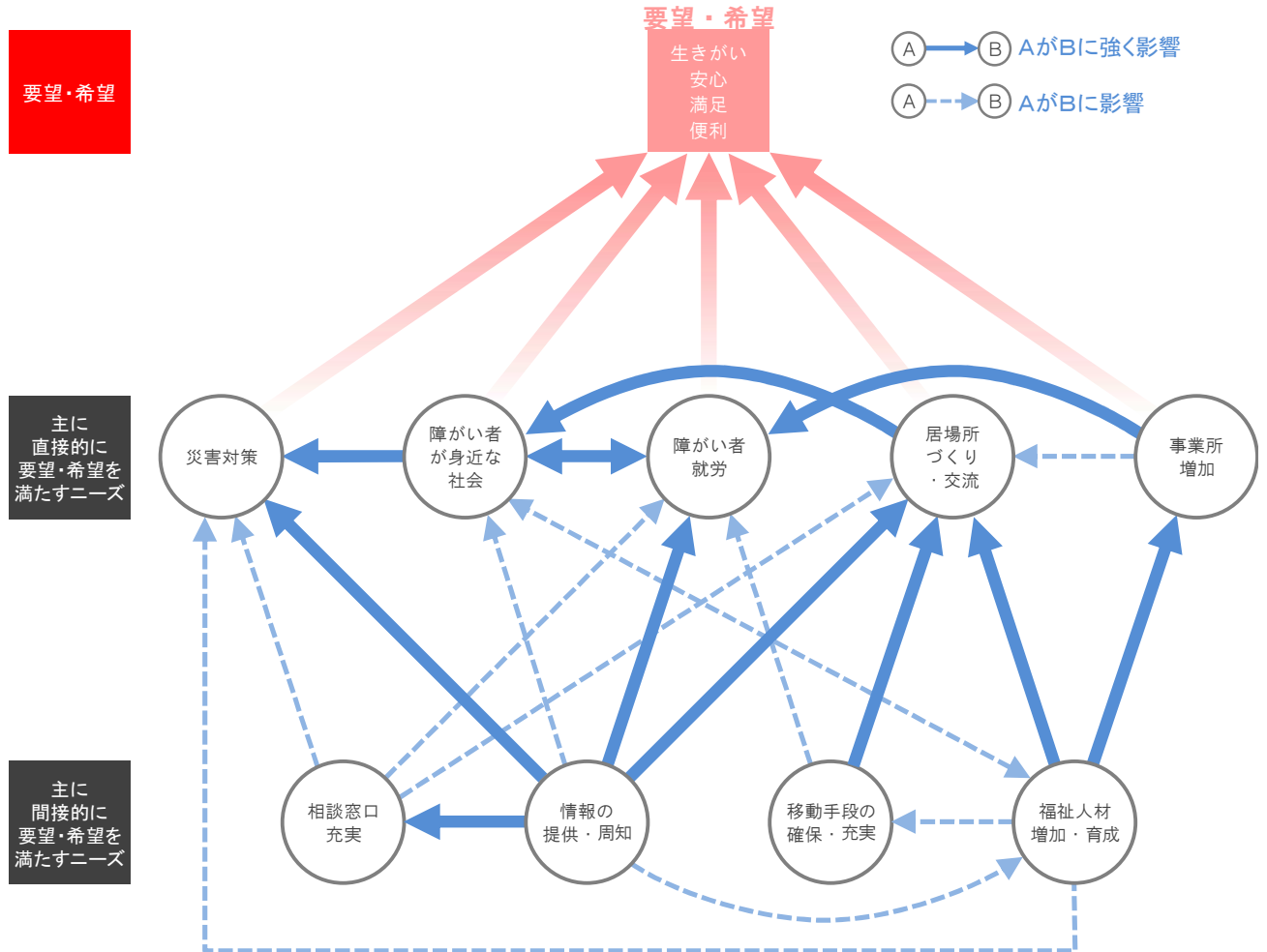
その結果、以下の波及効果が高いことが分かり、これらに取り組むことで間接的に様々なニーズを満たすことが期待できる。

「情報の提供・周知」 (6つのニーズに影響)

「福祉人材の増加・育成」 (5つのニーズに影響)

「相談窓口の充実」 (3つのニーズに影響)

## 主要なニーズ間の相関図



### (3) 愛媛県実施アンケートデータによる四国中央市の現状分析と課題の把握

2019年7～8月に愛媛県が実施した愛媛県障がい者ニーズ調査は、資源開発部会で実施した当事者向けアンケートと比べ、「調査項目が多い」「対象者がランダムで選出されている」「他地域と比較できる」等の面で有益なものである。これを活用することによって、各設問の回答項目における選択割合からニーズや課題の大きさ、11市内での順位や偏差値から四国中央市の課題や特徴等が確認できる（自治体単位では回収数が多くないため、誤差の影響に留意し、県内20市町のうち町部を除く11市を分析の対象とした。なお、11市の回答者数は20市町の回答者数全体の約86%を占める）。

このようにして分析した結果、以下のニーズや課題があることが確認できた。

「相談支援体制の充実」「障がい者就労」「災害対策」「障がい者への理解や配慮」

#### アンケート分析の概要

##### ■指標の見方

- ・四国中央市の選択割合（%） … ニーズや課題等の大きさを確認
- ・四国中央市の選択人数（人） … 少ない場合は誤差の影響に留意（四国中央市の回答数 48人）
- ・県平均の選択割合（%） … 比較により四国中央市の状況を確認
- ・11市での順位 … 11市の中での四国中央市の状況を確認
- ・11市での偏差値 … 11市の中での四国中央市の特化状況を確認

##### ■分析における留意点

- ・分析対象としたのは愛媛県内の11市のデータ（ただし、県平均は20市町での愛媛県全体の平均）
- ・自治体単位では回答者数が多くないため、十分な精度ではない
- ・四国中央市の回答者の偏り（18～39歳と知的障がい者が比較的多い）の影響に留意が必要

#### 相談支援について

（問15・16より）

- 相談支援体制については、「現在の体制では不十分」（23%）と感じている人の割合が11市の中で最も高い
- 今後は「相談先を分かりやすく」（42%）が最も希望されているが、「相談員の質の向上」（29%・1位）「自宅訪問相談」（21%・1位）「休日・夜間対応」（19%・1位）が他市より特に多く選択されており、柔軟な相談支援体制が四国中央市の課題とも考えられる

問15. 福祉や生活に関する相談支援体制の充足度	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
現在の体制で十分	15.3	10.4	5	10	38.9
ほぼ十分だが、さらに充実させてほしい	37.8	35.4	17	8	48.0
<b>現在の体制では不十分</b>	15.8	<b>22.9</b>	11	<b>1</b>	<b>70.3</b>
わからない	28.1	31.3	15	5	54.5
無回答	3.0	0.0	0	9	38.5

問16. 今後の相談支援体制として希望すること (3つまで)	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
どこに相談したらよいか分かりやすくしてほしい	50.1	41.7	20	8	44.8
身近な地域で相談できるようにしてほしい	30.4	29.2	14	6	47.5
休日・夜間相談ができるようにしてほしい	13.4	18.8	9	1	64.5
相談窓口を一本化してほしい	19.9	14.6	7	9	43.7
自宅などへの訪問相談を行ってほしい	13.0	20.8	10	1	67.9
相談員(相談支援専門員、行政職員など)の質を向上させてほしい	24.6	29.2	14	1	62.5
その他	6.0	6.3	3	7	47.3
無回答	13.4	14.6	7	5	51.6

### 障がい者就労について

(問31・35より)

- 日中「働いている」(21%・1位)割合が高く、「企業における障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」(25%・11位)を望む人の割合が最も低いことから、11市の中では比較的就労が進んでいる地域であると考えられる
- 「障がいの状態や程度にあった職種の増加」(69%・1位)や「職場での障がいに対する理解」(44%・1位)が他市より高く、雇用の量より質や柔軟性が求められている段階にあると考えられる

問31. 日中の生活について (あてはまるものすべて)	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
正社員として、会社(企業・団体など)に勤めている	6.5	12.5	6	1	69.6
パート・アルバイトなどとして、会社(企業・団体など)に勤めている	6.8	6.3	3	5	53.0
自営業を営んでいる	3.7	2.1	1	8	44.1
在宅勤務・内職や家業の手伝いをしている	1.1	0.0	0	7	40.6
障害福祉サービス事業所(就労移行支援・就労継続支援など)で働いている	10.3	10.4	5	4	49.9
障害福祉サービス事業所(就労移行支援・就労継続支援など以外)に通っている	6.0	4.2	2	6	47.3
学校に通っている	13.0	8.3	4	10	42.9
高齢者施設の通所サービスや病院のデイケアなどに通っている	4.7	4.2	2	7	47.7
家事・育児・介護をしている	3.6	2.1	1	8	45.6
家で過ごしている	28.9	27.1	13	8	44.8
その他	8.6	12.5	6	5	56.1
無回答	16.4	16.7	8	5	51.6

問35. 必要な就労支援 (特に必要だと思うもの3つまで)	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
企業ニーズにあった就労訓練の充実	11.7	14.6	7	4	55.3
企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大	35.4	25.0	12	11	36.5
障がいの状態や程度にあった職種が増えること	46.9	68.8	33	1	68.5
職場の上司や同僚などの障がいに対する理解	34.7	43.8	21	1	67.2
バリアフリーなどの勤務場所に置ける設備の配慮	14.7	18.8	9	3	57.8
短時間勤務や勤務日数などの勤務条件の配慮	24.6	25.0	12	8	51.2
就労後のフォローなど職場と生活面での支援機関との連携	21.4	16.7	8	11	38.7
わからない	12.8	8.3	4	8	44.5
その他	2.4	6.3	3	1	68.5
無回答	13.0	8.3	4	9	44.6

### 災害対策について

(問13・46・47・48・49より)

- 災害時に「避難できる」(38%・11位)「避難できない」(21%・1位)と、11市の中でみても避難が課題となっている
- 「地域の避難訓練に参加した経験がある」(19%・9位)割合も比較的低く、その理由は「訓

練がない」(32%・2位)や「他の参加者が気になるため」(12%・1位)である

○必要な災害対策は「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」(60%)が最も高く、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供」(38%)「医療施設や設備の確保」(35%)が続く

○将来の不安についても、「経済的なこと」(48%)や「健康や体力のこと」(42%)に続き「地震など災害のこと」(33%・2位)が多く選ばれている

問13. 将来の不安 (主なもの3つまで)	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
経済的なこと(お金のこと)	44.9	47.9	23	4	55.3
健康や体力のこと	50.7	41.7	20	10	40.0
進学や学校のこと	4.4	2.1	1	6	46.4
就職や仕事のこと	15.4	8.3	4	9	40.5
育児や教育のこと	2.6	0.0	0	7	39.8
医療的ケアのこと	10.9	10.4	5	7	47.8
住んでいる家の環境のこと(住宅確保を含む)	7.3	6.3	3	9	45.5
福祉サービスのこと	13.3	25.0	12	1	69.9
生活のこと	34.0	29.2	14	9	43.8
生きがいや楽しみのこと	7.8	6.3	3	8	45.1
恋愛や結婚のこと	5.6	6.3	3	5	54.1
周囲の障がいに対する理解	8.3	10.4	5	3	58.7
地震など災害のこと	25.0	33.3	16	2	63.3
悩みは特にない	7.9	6.3	3	8	42.4
その他	2.8	4.2	2	3	57.6
無回答	4.3	4.2	2	8	46.3

問46. 災害時に安全に避難できる環境にあるか	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
避難できる	48.1	37.5	18	11	36.6
避難できない	14.1	20.8	10	1	67.5
わからない	29.5	31.3	15	4	56.3
無回答	8.3	10.4	5	3	55.7

問47. 地域の避難訓練への参加経験	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
ある	27.6	18.8	9	9	41.9
ない	63.9	70.8	34	6	56.5
無回答	8.5	10.4	5	3	57.2

問48. 訓練に参加したことがない理由 (訓練に参加したことがない人のみ回答)	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
訓練の案内(情報)がない	28.1	23.5	8	7	47.6
訓練がない	18.0	32.4	11	2	66.5
障がい者の参加への配慮がない	8.6	5.9	2	8	46.8
他の参加者が気になり、参加を見合わせている	6.0	11.8	4	1	63.6
訓練は必要ない	3.4	2.9	1	8	47.1
障がいの程度や体調により、参加を見合わせている	14.8	8.8	3	10	41.2
介助者などの負担を考え、参加を見合わせている	4.3	0.0	0	8	39.9
その他	8.1	2.9	1	9	42.7
無回答	8.8	11.8	4	4	54.3



問49. 災害時に備え、必要な対策（特に必要だと思うもの3つまで）	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
障がいの特性に配慮した災害情報の提供(災害の状況や避難場所)	35.9	37.5	18	5	53.2
避難するときの介助者や支援者の確保	35.3	29.2	14	9	39.8
障がいのある方に配慮した避難場所の確保	55.3	60.4	29	2	58.7
避難場所での介助者や支援者の確保	24.0	25.0	12	6	51.7
避難所生活におけるプライバシーを守る対策	27.6	22.9	11	9	47.1
医療施設や医療設備の確保	34.4	35.4	17	4	52.3
防災知識の普及・啓発	9.2	6.3	3	10	42.6
避難訓練の実施	10.4	14.6	7	2	60.2
その他	3.2	4.2	2	5	55.0
無回答	6.9	6.3	3	8	43.5

### 障がいに対する理解や配慮について

(問 12・35・48 より)

- 現在の悩み事で「周囲の障がいに対する理解」(17%)を選んだ割合が11市の中で最も高い(この項目は、特に18~39歳や知的障がい者が多く選択する傾向にあり、四国中央市の回答者の偏りための結果とも考えられる)
- 先述のとおり就労や避難訓練にも影響し、障がいに対する理解や配慮が他市よりも求められている

問12. 現在の悩み事（主なもの3つまで）	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
経済的なこと(お金のこと)	35.4	29.2	14	9	43.8
健康や体力のこと	49.5	41.7	20	11	36.6
進学や学校のこと	7.9	10.4	5	2	61.9
就職や仕事のこと	13.6	8.3	4	9	40.7
育児や教育のこと	2.9	2.1	1	7	47.5
医療的ケアのこと	9.0	6.3	3	10	41.4
住んでいる家の環境のこと(住宅確保を含む)	6.0	16.7	8	1	77.8
福祉サービスのこと	9.6	16.7	8	1	72.5
将来の生活のこと	43.4	41.7	20	6	49.6
生きがいや楽しみのこと	8.7	10.4	5	5	52.0
恋愛や結婚のこと	5.4	12.5	6	1	66.6
周囲の障がいに対する理解	7.5	16.7	8	1	72.3
地震など災害のこと	24.2	22.9	11	7	51.4
悩みは特にない	11.1	6.3	3	10	41.2
その他	2.9	2.1	1	6	47.2
無回答	3.8	2.1	1	8	42.1

### 利用している障害福祉サービスについて

(問 12・13・44 より)

- 利用しているサービスについて、「満足している」(24%)「どちらかといえば満足している」(44%)人の割合は概ね県の平均と等しい
- 現在の悩み及び将来の不安に「福祉サービスのこと」(ともに1位)を選んでいる割合が他市より高く、原因究明が望まれる

問44. 利用しているサービスの満足度（障害福祉サービス利用者のみ回答）	県平均 (%)	四国中央市			
		(%)	(人)	順位	偏差値
満足している	23.3	24.0	6	6	46.8
どちらかといえば満足している	42.2	44.0	11	5	54.2
どちらかといえば不満がある	15.1	12.0	3	8	45.5
不満がある	1.9	4.0	1	2	59.3
無回答	17.5	16.0	4	7	47.9

## 5. 資源開発部会実施調査におけるニーズと今後の方向性

3 アンケート調査を実施し分析した結果、特に求められているニーズ及び取り組むべき方向性は以下の6つである。

### 最も重要なニーズ

---

#### ◎ 福祉情報の提供・周知

応えられるニーズであっても、「相談先が分からない」「どこにどんなサービスがあるのか分からない」ことにより需要と供給のミスマッチが多く発生している現状が見受けられる。『知る』ことがあらゆる悩みの解決や要望に応える第一歩となるため、以下の様な情報の提供や周知の仕組みを構築することと情報の更新が重要である。

「相談先一覧」「福祉サービス事業所（提供先）一覧」「福祉サービスの紹介」「地域イベント情報」「サークル活動紹介」「福祉マップ（トイレ、駐車場、バリアフリー等の整備情報）」「障がい者や福祉職の求人情報」「福祉視点の災害情報」「障がい福祉の基礎知識」「福祉のよくある疑問」

#### ◎ 福祉人材の確保・育成

ニーズがあっても人手・人材不足により応えられていない状況がある。特にヘルパーの不足が深刻で、当事者の日常生活や余暇で要望に応えられていない。また、家族としては、安心して当事者を任せるためには支援者への信頼や技術が重要と考えていて、福祉人材の質も求められている。福祉人材同様に事業所や定員の増加も強く求められており、希望通りサービスを利用できない状況が家族の不安や疲労の解消を阻んでいる。そのためにも人材の確保・育成は、今後の社会情勢を鑑みても、喫緊であり最重要の課題といえる。

### 重要なニーズ

---

#### ○ 障がい者の就労機会の増加と職場環境の充実

当事者は就労や自立の意欲が高い人が多く、家族（主に親）は将来に渡って生活していけるかを心配する人が多く、ともに就労に対する悩みや関心はかなり高い。しかし、就労に繋がっているのは一部に留まるのが現状である。就労機会の増加や職場環境の充実のためにも、障がいに対する理解や配慮が必要である。当事者・支援者・企業間で交流する機会を増やし、企業・当事者双方が互いのニーズや事情を把握し、理解を深めていくこともこれらの実現には求められる。

#### ○ 障がい者への配慮や理解ある地域・社会

様々な場面で障がい者に対する理解や配慮が本質的に重要であり課題であることが分かった。就労機会を失ったり、日常生活で不便を感じたり、地域へ出ることには抵抗感を持ったり、生きづらさを感じている人は多い。障がい者差別解消法や合理的配慮、ヘルプカードやヘルプマーク等の普及啓発活動を行うとともに、地域で障がい者とふれあう機会を増やしたり身近に感じる仕組みをつくることで、障がい者への理解や配慮ある地域・社会を築いていく必要がある。

#### ○ 相談支援体制・相談窓口の充実

福祉サービス利用の起点となり得る相談窓口について把握していない人が多く、相談先を分かりやすくする必要はある。また、相談支援体制が充実しているとは言い難く、休日・夜間対応や出張相談など相談方法の柔軟さと相談員の質の向上が地域の課題となっている。

#### ○ 災害対策

災害についての関心は高く、災害対策の遅れ、あるいは情報が十分に周知出来ていない点も課題となっていることが分かった。被災時や避難所生活をイメージするためには、愛媛県発行「障がい者災害対応のてびき」、愛媛県避難支援アプリ「ひめシェルター」、「四国中央市地域防災計画」

等既存の資源の活用や、障がい種別ごとに被災時の避難シミュレーションが出来る仕組みの確立が有効である。イメージできることで、自身が備えるものも明確になり、不安の解消に繋がると考えられる。



### 第3次四国中央市障がい者計画

発行年月 : 令和4年3月

発行・編集 : 四国中央市 福祉部 生活福祉課

住 所 : 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 : 0896-28-6023

ファックス : 0896-28-6172

メールアドレス : shougaihukus@city.shikokuchuo.ehime.jp

ホームページアドレス : <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp>